

議事日程（閉会日） 令和4年9月15日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第32号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）
について
- 日程第 2 議案第33号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第34号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第35号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第36号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第38号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第39号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第40号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第41号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第42号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第43号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第44号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について
- 日程第15 発議第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施を求める意見書について
- 日程第16 発議第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について
- 日程第17 発議第 5号 防災対策の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	後藤紀子君	2番	古村護君
3番	鎌田鷹介君	5番	加藤真人君
6番	伊藤守君	7番	服部芙二夫君
8番	三輪一雅君	9番	伊藤好博君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	小島裕紹君
危機管理課長	伊藤雅人君	会計管理者	山田克己君
産業課長	多賀達人君	建設課長	黒田良人君
住民課長	伊藤正典君	福祉健康課長	松本大君
税務課長	中山重徳君	教育課長	黒田和弘君

事務局出席職員

事務局長	藤井光利	議会事務局	渡辺千智
------	------	-------	------

=====

開会 午前 9時 00分

○議長（服部芙二夫君）

皆様おはようございます。

議員の皆様には諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また加藤町長をはじめ、執行部の皆様方におかれましてもご出席をいただきありがとうございます。

さて、令和4年第3回定例会は9月1日から15日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。

この後行われます議案審議に際しまして、慎重審議をしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はすでにお手元に配付させていただきました通りでございます。

それではこれより議事に入ります。

日程第 1	議案第 3 2 号	令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号） について
日程第 2	議案第 3 3 号	令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 3	議案第 3 4 号	令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 4	議案第 3 5 号	令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 5	議案第 3 6 号	木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 3 7 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 7	議案第 3 8 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	議案第 3 9 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	議案第 4 0 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	議案第 4 1 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	議案第 4 2 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	議案第 4 3 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	議案第 4 4 号	令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

日程第 1 議案第 3 2 号「令和 4 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 3 号）について」から、日程第 1 3 議案第 4 4 号「令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について」までの 1 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

【職員朗読】

○議長（服部英二夫君）

ただいま議題としました議案につきましては、1 3 日の一般質問日にそれぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告と、その質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。
討論は一括討論としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認め、一括討論といたします。
それではまず原案に反対者の発言を許します。
次に原案の賛成者の発言を許します。

〔討論者なし〕

○議長（服部英二夫君）

「討論者なし」と認め、これにて討論を終結します。
これより議案採決に入ります。
議案の採決は、議会運営委員会でご決定いただいた通り、採決を行いますのでご理解願います。

それでは、日程第1 議案第32号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。

よって議案第32号は委員長の報告の通り、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第32号は委員長の報告の通り可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第33号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第33号は委員長の報告の通り可決することに決定しました。

次に日程第3 議案第34号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長の報告の通り決定するこ

とに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第34号は委員長の報告の通り、可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第35号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第35号は委員長の報告の通り、可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第36号「木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長の報告の通り、決定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第36号は委員長の報告の通り、可決することに決定しました。

次に日程第6 議案第37号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は認定です。よって、議案第37号は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第37号はそれぞれの委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第7 議案第38号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第38号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第38号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第8 議案第39号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第39号は委員長の報告の通り、認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第39号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第9 議案第40号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第40号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第40号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第10 議案第41号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第41号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第41号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第11 議案第42号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第42号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って、議案第42号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第12 議案第43号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって、議案第43号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第43号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

次に、日程第13 議案第44号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。よって議案第44号は委員長の報告の通り認定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って議案第44号は委員長の報告の通り認定することに決定しました。

日程第14 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

- 日程第 1 5 発議第 3 号 教職員定数改善計画の策定・実施を求める意見書について
日程第 1 6 発議第 4 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充
を求める意見書について
日程第 1 7 発議第 5 号 防災対策の充実を求める意見書について

次に日程第 1 4 発議第 2 号から日程第 1 7 発議第 5 号までの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君）

会議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。

発議第 2 号から第 5 号について、提出者は、登壇の上お願いします。

○3 番（鎌田鷹介君）

議長、3 番。

○議長（服部英二夫君）

はい、3 番議席 鎌田鷹介君。

○3 番（鎌田鷹介君）

発議第 2 号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる拡充を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として、必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源としての措置のままとなっています。

学校現場では、教育の ICT 化が急速にすすめられ、木曾岬町においてもコロナ禍にあって「オンライン教育」の推進を図る必要があったため、児童生徒・教職員に 1 人 1 台の端末が配備されていますが、その導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は、一部に限られており十分ではない状

況で、端末の修繕費や家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の公的負担・私費負担の状況には、自治体間の格差が生じてきています。

より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上にあたって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる拡充が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。意見書の提出先は財務大臣 宛でございます。

次に、発議第3号の説明を申し上げます。

「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

その理由は、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現し、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてありますが、中学校については、現時点において、学級編制の標準引下げはありません。

国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2021年 経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。

木曽岬町においても、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、学級担任・支援員を含めて40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町において可能な限り対応いただいておりますが、「学校の新しい生活様式」への対応に苦慮している状況があります。

子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、すべての校種における学級編成と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規程により意見書を提出するものでございます。意見書の提出先は、文部科学大臣 宛でございます。

次に、発議第4号の説明を申し上げます。

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

その理由は、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければいけません。

支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制等を充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

文科省の調査（２０２２年６月公表）によると、２０２１年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生の割合は、２０２０年度に比べそれぞれ増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしています。

２０２１年度、政府は「学生支援緊急給付金」を創設し、大学等での「学びの継続」のための学生等への支援をすすめました。が、２０２２年度における事業の継続は示されていません。

経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のよりいっそうの充実が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第９９条の規程により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、文部科学大臣 宛でございます。

次に、発議第５号の説明を申し上げます。

「防災対策の充実」を求める意見書（案）

趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

その理由は、２０２１年４月現在で、三重県においては、公立小中学校の全体の２３．３％にあたる１１５校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち１０５校は避難所に指定されています。

時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。

国が示したガイドラインには、ＰＰＥ（個人用防護）の準備、スペースの適切な分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためには国からの財政的支援の充実が不可欠です。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。

政府の責任において、安心して被災者が避難できるよう備えるべきです。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。意見書の提出先は文部科学大臣 宛でございます。

以上、意見書案4件の趣旨説明とさせていただきます。
ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございました。

これより、発議第2号から発議第5号の意見書4件に対する質疑に入ります。
この件について、何かご質疑がございましたらご発言ください。

○9番（伊藤好博君）

議長9番。

○議長（服部英二夫君）

はい9番議席。伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君）

ちょっとささいなことだけど、先ほどの意見書が議運の文章と少々異なること、内容はいいんですが、「ソフト」のところを「その」で、言われましたし、最後の方の「以上の通り」私たちに入るとるんですが、「以上のような理由から」と発議書の内容が少しずつ、内容的には変わらないんですが、文言がちょっと変わっておりますんで、そこんとこ、事務局さんはどういう風に、この発議書はやっぱり挙げられるものははっきりと大臣まで行くんですが、議会議員も同じような文章でいただきたいと思いますが、どうでしょうか。議長どう思われますか。

○議長（服部英二夫君）

はい。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時 30分

再開 午前 9時 33分

○議長（服部英二夫君）

それでは休憩を解き、本会議に戻します。

ただいまの質疑に対して、提出議員 鎌田鷹介君ご答弁を願います。

○3番（鎌田鷹介君）

議長。

○議長（服部英二夫君）

はい、3番議席 鎌田鷹介君。

○3番（鎌田鷹介君）

すみません。さっき読み上げた文章なんですけども、1個目の発議第2号のところの説明部分の「ソフトの導入や環境整備のところ」のところを「その導入や」っていう風に読んでしまったので、その修正をお願いします。

その一番最後の文章、最後の締めの部分なんですけど、「存続はもとより制度のさらなる充実が求められます」の部分で「拡充」と読んでしまったので、その「拡充」を「充実」と間違えてるのでその点をお願いいたします。

あと発議第4号の部分なんですけども、この最後の方の「学びの継続のための学生等への支援を進めました」の部分の「等」を読み忘れてましたので、この部分の訂正をお願いします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（服部英二夫君）

他にご質疑ございませんか。

ご質問ないようですので質疑を終結します。

ここでお諮りします。

発議第2号から発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認め、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。

討論は一括討論といたしたいと存じますがこれにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認め、一括討論とします。

討論のあります方はご発言ください。

【討論者なし】

○議長（服部英二夫君）

特に討論がないようですので、「討論者なし」と認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の発議第2号「義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実」を求める意見書についてから、発議第5号「防災対策の充実」を求める意見書についてまでの4議案について、1議案ごとに採決を行います。

日程第14 発議第2号「義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実」を求める意見書について原案の通り決定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第14 発議第2号は原案の通り可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に日程第15 発議第3号「教職員定数改善計画の策定実施と教育予算拡充」を求める意見書について原案の通り決定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第15 発議第3号は原案の通り可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に日程第16 発議第4号「子どもの貧困対策の推進と就学修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について原案の通り決定することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第16 発議第4号は原案の通り可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第17 発議第5号「防災対策の充実」を求める意見書について原案の通り決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第17 発議第5号は原案の通り可決することに決定しました。

可決しました意見書は事務局の直ちに送付いたさせます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これにて、令和4年第3回木曾岬町議会定例会を閉会といたします。

議員の皆様方には、本定例会が9月1日から本日までの15日間の日程で開催され、議案審議には十分な調査と活発なご議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により、本定例会を無事終えることで、住民の皆様への負託にもお答えすることができましたことを厚く御礼申し上げます。

また加藤町長をはじめ執行部の方々におかれては、このたび可決決定した議案を、住民福祉の向上と、町政の進展につなげるため、適正かつ的確な執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に出席いただきありがとうございました。

閉会 午前 9時 38分